

盛岡第2地方合同庁舎に係る土地の交換について

平成17年3月9日
 総務部
 企画部
 環境部

盛岡第2地方合同庁舎建設に係る用地の確保について、国と交換を前提に協議を進めておりましたが、3月8日に、財産の交換について国有財産東北地方審議会が開催され、その結果について盛岡財務事務所から報告がありましたので、概要をお知らせします。

記

1 市が交換に供する財産

種別	所在地	数量
土地	盛岡駅西口地区土地区画整理事業地区内(28街区の一部)	約2,500㎡

2 市が交換により取得する財産

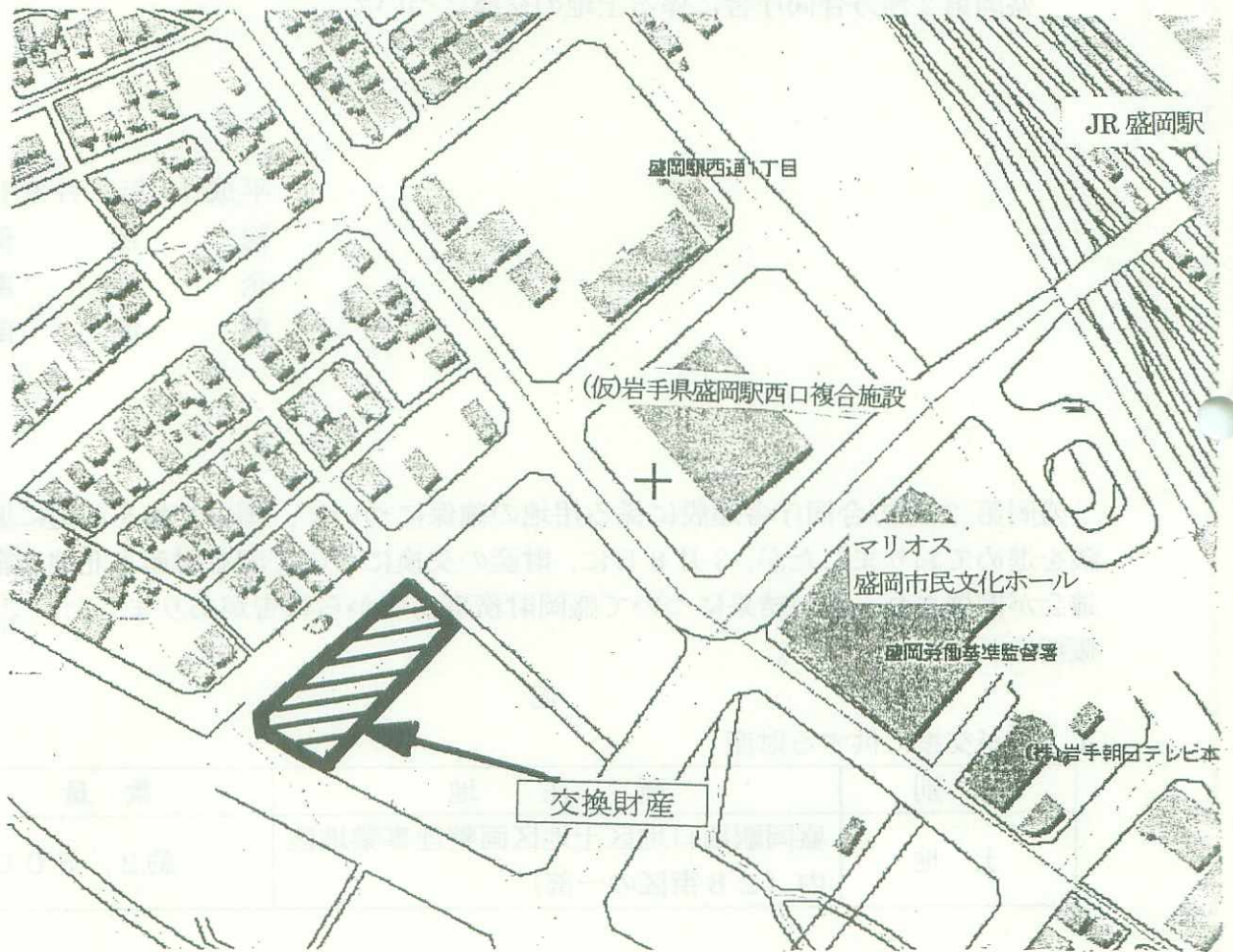
種別	所在地	数量
土地	盛岡市青山二丁目11-1	3,316.36㎡
建物	盛岡市青山二丁目11-1	1,186.76㎡
土地	盛岡市愛宕町18-9	3,173.00㎡

3 その他

市が交換に供する財産(盛岡駅西口地区土地区画整理事業地区内28街区の一部)は、盛岡地区広域土地開発公社の所有となっていることから、市が公社から取得した後に、国有財産との交換を行おうとするものです。

市が交換に供する財産

■盛岡駅西口地区土地区画整理事業地区内 28 街区の一部



雫石川

市が交換により取得する財産

■盛岡市青山二丁目 11 番 1



■盛岡市愛宕町 18 番 9

